

1. はじめに

万内川・日影沢は新潟県における砂防事業の発祥地であり、大正10年(1921年)から現在に至るまで60基余りの砂防堰堤が設置されている。新潟県は万内川・日影沢の砂防事業の実施に際し、当時の砂防行政の第一人者であった内務省土木局・池田圓男技師を招聘し、その指導の元、粗石コンクリートによる石積堰堤や空石積の床固工を建設している。それらの施設は、度重なる災害に耐え、また補修を経て現在もその機能を維持し、下流域を土砂災害から守っている。特に、大正から昭和にかけて建造された砂防施設については、その歴史的・文化的な価値が認められ、平成15年(2003年)登録有形文化財に登録された。

万内川・日影沢の下流域に位置する妙高市西野谷地区では、文化財登録以前から砂防事業開始の契機となった明治35年の「山のげ」と呼ばれる土砂災害やその被災状況、砂防事業の様子を記録しており、歴史的砂防施設に対する関心が高い。また、郷土を守ってきた歴史的砂防施設を地域活性化につなげようという動きが見られるようになった。しかし、歴史的砂防施設の活用計画策定については事例が少ない。今回、施設を管理する新潟県妙高砂防事務所をはじめ、妙高市、地域住民、NPO等を委員とした検討委員会を立ち上げ、万内川・日影沢における歴史的砂防施設の保存・活用計画について検討を行っている。歴史的砂防施設の活用計画の策定手法とその内容についてまとめた。

2. 歴史的砂防施設の活用とは

文化財保護の目的は、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」(文化財保護法第一条)とあり、活用は保存と並び重要な柱となっている。

活用にあたっては、砂防施設が荒廃した山地、溪流を治めることによって、国土の安全に貢献し、近代日本の発展の一翼を担ったという歴史性を伝えること(知ってもらうこと)を活用の基本とし、施設が持つ歴史性をベースに、見せ方・活かし方を検討した。万内川・日影沢の下流に位置する西野谷地区は、「山のげ」により大きな被害を受けた後、住民の努力と砂防事業により美しい緑と田園風景、そして安心して暮らせる地域を取り戻し現在に至っている。この風景は、人と自然との関わりによって生み出されたものであり、「文化的景観」※として位置づけることができる。今回、万内川・日影沢では、「砂防施設によって甦った自然とそれらに守られた集落とが一体となった美しい田園風景—文化的景観—を維持するとともに、その歴史性を広く人々に紹介すること」を活用の原則とした。

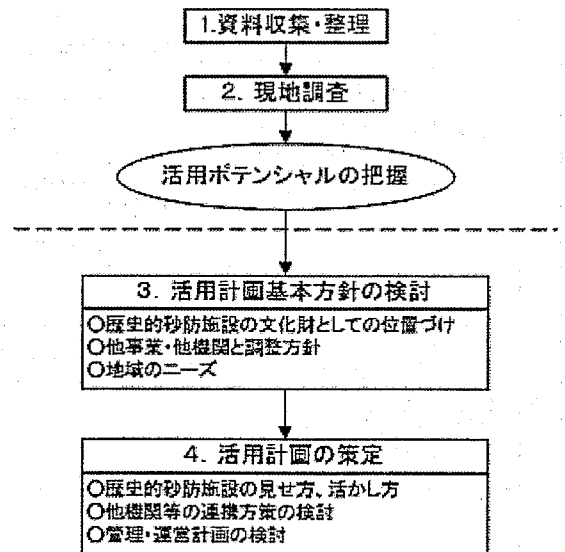


図1 活用計画策定フロー

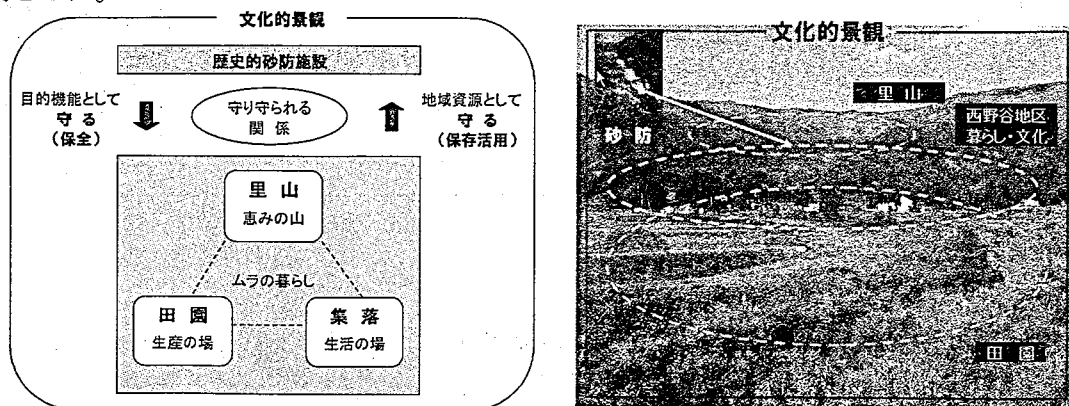


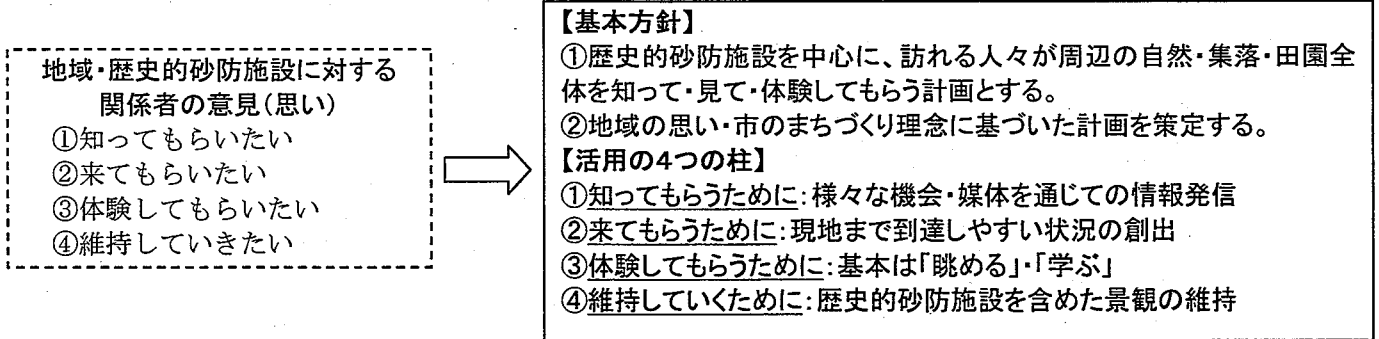
図2 文化的景観を軸とした歴史的砂防施設の活用

※文化的景観とは…

田や畑など農耕地、里山、水郷、漁場などの風景は、人と自然との関わりの中で育まれたものであり、歴史的な時間の積み重ねがもたらした独特の美しさとともに、豊かな文化的価値がある。

3. 活用の基本方針

活用の基本方針の決定については、過去に地域住民（小学生から大人まで）が参加したワークショップの結果や地域住民・NPO・行政関係者による検討委員会（平成17年12月設置）の意見を参考にした。これらの意見は、地域や歴史的砂防施設に対する関係者の思いとして大きく4つに分類された。この意見（地域のニーズ）をもとに基本方針を決定するとともに、具体的な対応における活用の4つの柱を設定した。



4. 活用計画の策定

活用計画の策定に向けて、活用の4つの柱ごとに具体的な内容について検討した。検討にあたっては資料収集及び先進事例の調査を行った。主な内容としては、平成16年から毎年夏に開催されているイベント（万内川サマーフェスティバル）を軸に、ホームページの開設、地域の古民家を活用した拠点施設の整備、シンボルマークの検討、語り部の養成、周辺観光施設との連携、冬期間におけるシンポジウムの開催等となっている。また、懸案となっている歴史的砂防施設周辺の維持管理についても「景観の維持管理計画（案）」を策定し、行政・地域・関係団体の協働による除草・掃除の実施、石積技術の伝承等を図っていく内容になっている。

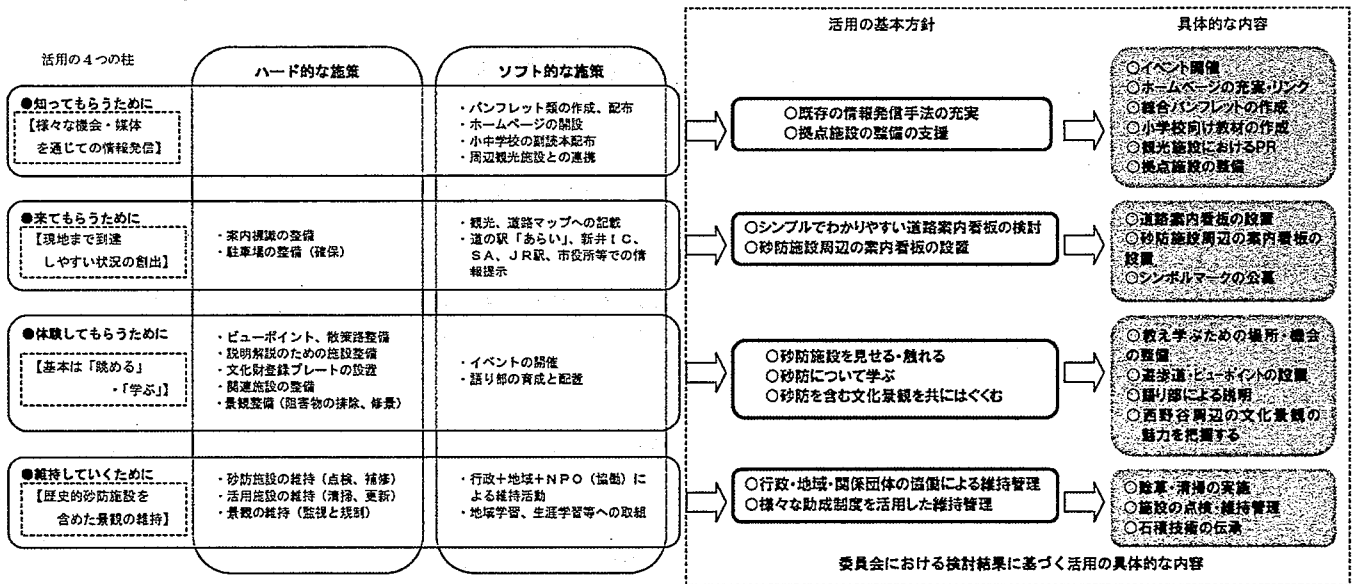


図3 万内川・日影沢歴史的砂防施設の活用計画（案）

5. おわりに

万内川・日影沢では、「文化的景観」をキーワードに活用計画（案）を策定した。今後は、策定された保存・活用計画（案）を基に、地域主体で様々な取り組みを進めていくことになる。その一方で、歴史的砂防施設の保全や活用・啓発活動を実施する「万内川砂防公園ファン倶楽部」の設立や、冬期間におけるシンポジウムの開催等の具体的な動きがすでにあり、多数の参加者が見られている。引き続き、歴史的砂防施設の詳細な調査や歴史に関する資料調査を継続し、多くの人々が「来て、見て、体験できる」地域づくりの一助となることを望む。

■本検討は、新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所のご指導・ご協力のもと実施いたしました。

【参考文献】

- 1) 国土交通省河川局砂防部保全課，文化庁文化財部建造物課編：歴史的砂防施設の保存活用ガイドライン、2002
- 2) 財団法人砂防フロンティア整備推進機構：歴史的砂防施設の保存・活用マニュアル（案）、2006
- 3) 澤陽之ほか：万内川・日影沢における歴史的砂防施設について 平成18年度砂防学会研究発表会概要集 pp238-239、2006